

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第3号

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の3</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指名基準)</p> <p>第22条 市長は、第24条で準用する第5条第3項に規定する名簿に記載された者の中から、<u>入札</u>に参加する者を指名する場合の基準を定めるものとする。</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第28条 契約書には、契約の目的、契約金額<u>及び</u>履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質<u>又は</u>目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 契約代金の支払<u>又は</u>受領の時期<u>及び</u>方法</p> <p>(4) <u>履行の追完、代金の減額及び契約の解除並</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の2</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指名基準)</p> <p>第22条 市長は、第24条で準用する第5条第3項に規定する名簿に記載された者の中から、<u>契約</u>に参加する者を指名する場合の基準を定めるものとする。</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第28条 契約書には、契約の目的、契約金額<u>および</u>履行期限に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質<u>または</u>目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 契約代金の支払<u>または</u>受領の時期<u>および</u>方法</p> <p>(4) 談合その他の不正行為の場合における賠償</p>

<p>びに談合その他の不正行為の場合における賠償金</p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) 権利義務の譲渡等の制限</p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任</p> <p>(9) 監督及び検査</p> <p>(10) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(契約書の省略)</p> <p>第29条 <省略></p> <p>2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、市長が特に必要がないと認めるときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類によらなければならない。ただし、<u>契約の金額が20万円を超えない場合には、請書を省略することができる。</u></p> <p>(債務不履行による損害賠償)</p> <p>第33条 契約担当者は、<u>契約者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害を賠償させなければならない。ただし、その債務の不履行が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして契約者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>(契約の解除)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>契約の全部又は一部を解除することができる。</u></p> <p>(1) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約者が契約に違反したとき。<u>ただし、軽</u></p>	<p>金</p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) 権利義務の譲渡等の禁止</p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <u>かし担保責任</u></p> <p>(9) 監督および検査</p> <p>(10) <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(契約書の省略)</p> <p>第29条 <省略></p> <p>2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、市長が特に必要がないと認めるときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類によらなければならない。</p> <p>(債務不履行による損害賠償)</p> <p>第33条 契約担当者は、<u>第37条の規定により契約を解除したときは、これによって生じた損害を賠償させなければならない。</u></p> <p>(契約の解除)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>契約の全部または一部を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>契約者の責に帰する理由により</u>履行期限内に契約を履行しないとき、<u>または</u>履行の見込みがないとき。</p> <p>(2) 契約者が<u>契約の重要な事項</u>に違反したと</p>
--	---

<p><u>微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 工事の請負契約において、契約者が建設業法の規定により、営業の停止を受け、<u>又は登録を取り消されたとき。</u></p> <p>(5) <u>監督職員又は検査職員</u>が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により行なう監督<u>又は検査</u>に際し、その職務執行を妨げたとき。</p> <p>2 <u>工事又は製造の請負契約</u>において、公益に関する事由により契約を履行することができないときは、契約担当者は、履行することができない部分について契約を解除することができる。</p> <p>3 <省略> (危険負担)</p> <p>第40条 <u>契約の目的物について、市へ引き渡す前に生じた損害は、市の責に帰すべき事由による場合を除き、これを契約者の負担とする。</u>ただし、契約者が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、市は相当の損害を負担することができる。</p>	<p>き。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 工事の請負契約において、契約者が建設業法の規定により、営業の停止を受け、<u>または登録を取り消されたとき。</u></p> <p>(5) <u>監督職員または検査職員</u>が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により行なう監督<u>または検査</u>に際し、その職務執行を妨げたとき。</p> <p>2 <u>工事または製造の請負契約</u>において、公益に関する事由により契約を履行することができないときは、契約担当者は、履行することができない部分について契約を解除することができる。</p> <p>3 <省略> (危険負担)</p> <p>第40条 <u>契約の履行前に契約担当者および契約者双方の責に帰することができない理由により生じた損害は、契約者の負担とする。</u>ただし、契約者が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、市は相当の損害を負担することができる。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- この規則中第1条の改正規定、第28条第1項第4号及び第8号の改正規定、第33条の改正規定、第37条第1項第1号の改正規定（「契約者の責に帰する理由により」を削る部分に限る。）、同項第2号の改正規定及び第40条の改正規定は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の瀬戸市契約規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新規則の規定に基づく仮契約書の作成その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。